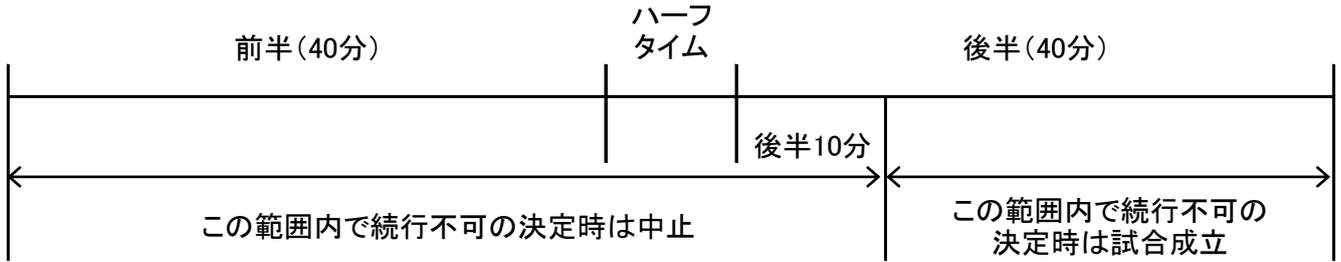


荒天時におけるガイドライン

1. 試合中止時、当該試合の成立・不成立の判断

後半開始10分を経過していない試合は全て中止。
 後半開始10分を経過した試合は成立とします。



※ 中止時における措置としてルールブックには再試合を行うこととすると明記されていますが再試合を行う定義として同一の会場・選手・審判が求められます。この条件を満たすことが困難な場合は再試合は行わない。これらの条件を踏まえ西尾張社会人委員会として上記の結論に至りました。このガイドラインにある中止とは無効試合とすることを意味しています。

2. 試合中断

試合開始時刻より遅延ならびに中断時間の累計は最大20分までとし超過した時点で当該試合は終了とする。なお終了した時点の成立・不成立の判断は上記と同条件とする。

※ この累計時間の策定については当該試合以降の試合に時間的な影響を及ぼさないために策定しました。試合開始時刻の遅れが積み重なることにより最終に近い試合が時間的に行えなくなることを防止するためです。

